

庄・堀松庄を併せて志賀郷といふが故に、その内堀松庄を除きたる四ヶ庄保を當時四ヶと呼びしなるべしと思はる。又御公領分とあるも詳かならず。天文中一宮に禁裏御料所の存したることあるが故に、それらの尙残れるを指しゝにや。

七月四日。前田利家、伊達政宗に、その豊臣秀吉に献じたる鷹の嘉納せられたるを報す。

【伊達家文書】

一九八三

去卯月御使札本望至存候。就其從關白様、奪取御鷹之儀被成御所望候處、即被据上御進上、別而御祝着之旨被成御書候。遠路被入御念候段尤存候。自然於上邊御用等候者可承候。聊不可有疎意候。猶期來信之時候間不能詳候。恐々謹言。

羽柴

(天正十六年) 七月四日

利家 在判

伊達左京大夫殿

御返報

(天正十六年四月五日の條参照。) 八月四日。前田利家、奥野与兵衛に、羽咋郡の内四百俵の地を加増扶持す。

【北畠遺文】

一九八四

能州羽喰郡之内、富田六左衛門尉分之内を以、四百俵爲加増令扶助訖。全可知行者也。仍如件。

天正十六年 八月四日

(前田) 利家 在印

奥野与兵衛殿

(奥野与兵衛は天正十一年八月十五日の條に見えたる奥野彌一郎と同人なるべし。)

十月朔日。前田利勝、越中勝興寺に、百俵の地を寄進す。

【勝興寺文書】

一九八五

越中 於御寺内近所、以繩打百俵之地進置了。全可有御寺納狀如件。

(前田) 孫四郎

天正十六年 十月朔日

利勝 在判

勝興寺

(この文書は、前田利長が利勝と署名せる現存最終のものに屬する如し。)

十月廿四日。前田利家、羽咋郡氣多社に、制札を與ふ。

【氣多神社文書】

一九八六

羽咋郡

氣多太神宮

- 一、神林小松已下不可伐採之事。
- 一、社領之地内ニ武家・百姓不可拘置之事。
- 一、社内ものいみ如前々可仕之事。

右條々違背之族有之者、速可加成敗者也。仍如件。

天正十六年十月廿四日

(前田利家) 在判

(この年次は加越能古文叢に十六年とし、櫻井文書及び北畠遺文に十二年に作る。後者は非なるべし。) 十一月六日。前田利家、領内百姓に、京大佛殿建築の資材として所有の刀・脇刺を提出せしむ。

【古蹟文徴】

一九八七

- 一、磯邊村 一、中山村
- 一、上藤俣村 一、森村

右大佛殿釘・かな物の御用として、諸國在々百姓共之刀・脇指を改て可上之旨被仰出候間、在々家なみに刀・脇ざし・鑓・鉄炮有次第可出候。若かくし置におゐては可成敗候。給人として急与令糺明可上之候。其上村々之長百姓をお山へ召出、せいしをさせ可上候也。

(天正十六年) 十一月六日

(前田利家) 在印

津田平三郎殿 三井加兵衛殿

【青木文書】

一九八八

- 一、矢田村
- 一、院内村
- 一、(代田) しの田村
- 一、谷屋村